



発行 東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（六件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）…七

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（四件）……………（同）…八

○都道の区域変更（四件）……………（建設局道路管理部路政課）…三

公告

○特定非営利活動法人の認定……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…七

告示

●東京都告示第千四百四十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月二十九日

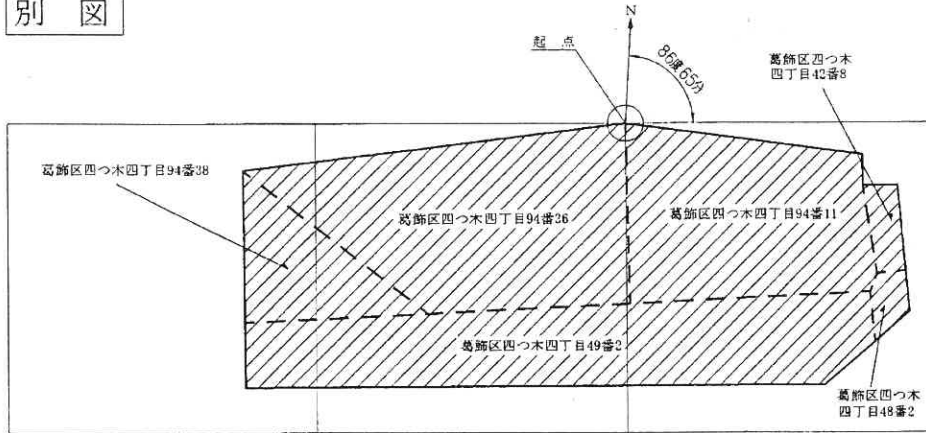
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（葛飾区四つ木四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物、セレン及びその化合物並びに鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並びに鉛及びその化合物

別 図



【起 点】
 起点は、調査対象地の最北端とする。
 最北端座標

$$\begin{pmatrix} X: -29261.004 \\ Y: 239.165 \end{pmatrix}$$

【格子の回転角度】86度55分
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡 例】
 ———— 調査対象地・筆境界
 ———— 単位区画
 - - - 筆境界
 ▨ 形質変更所要届出区域

●東京都告示第千四百四十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更所要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更所要届出区域 別図のとおり（新宿区霞ヶ丘町地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物